

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年12月6日

砂川市長 飯 澤 明 彦

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

第1 資格の種類

令和7年度及び令和8年度において市が締結しようとする工事又は製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（以下「資格」という。）を定めるものとする。ただし、土木工事、建築工事、電気工事及び管工事の資格にあつては、契約の金額（工事予定価格）に応じ、A～Bまでの等級に区分する。

第2 資格要件

1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)及び(2)のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 第3に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税を完納している者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等は暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 資格の種類ごとの要件

(1) 工事の請負

① アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

イ 資格審査の申請をする日の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降にアに規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けて

いること。

ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

ただし、北海道において登録及び格付けされた者については、この限りでない。

エ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であり、関係機関に届出を行っていること。（届出を行う義務のない者を除く。）

② 第1のただし書に規定する等級は、経営事項審査の数値を勘案して格付する。

(2) 物件の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 資格審査の申請をする日の直近1年間において、その事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(3) 印刷物の製造、物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(4) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 資格審査の申請をする日の直近1年間において、情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(5) 造林、土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び道路清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 資格審査の申請をする日の直近1年間において、その事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(6) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和7年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 資格審査の申請をする日の直近1年間において、その事業に係る売上高を有して

いること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(7) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 資格審査の申請をする日の直近1年間において、その事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(8) 役務提供

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 清掃業、警備業、運送業及び産業廃棄物を取り扱う業種等については、登録、許可又は認定を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 資格審査の申請をする日の直近1年間において、その事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、第2項に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 資格審査の申請は、次の各号に定める時期にしなければならない。

(1) 申請期間

ア 定期の申請をする者

令和7年1月14日（月）から令和7年2月10日（月）まで

イ 随時の申請をする者

令和7年4月1日（火）から令和8年11月30日（月）まで

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1)に定める時期又は当該証明を受けたとき。

- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期又は当該企業組合若しくは協業組合が設立されたとき。
- (5) 市長が特に必要と認めた者
市長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、別に定める申請書類を提出することにより行わなければならない。

第4 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行わなければならない。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
- (2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、別に定める申請書類を提出しなければならない。

第5 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の決定をした日（その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日）から令和9年3月31日までとする。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。